

令和2年8月4日

保護者 様

福岡市立弥生小学校
校長 深井 隆弘

福岡市立学校の児童生徒又は教職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が 確認された場合の学校の臨時休業期間の目安等について（お知らせ）

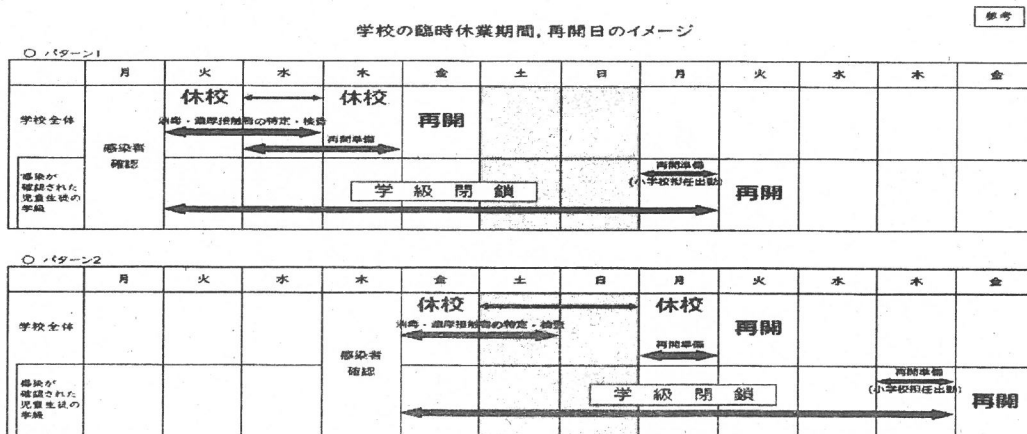
日頃より、本校教育活動へのご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、福岡市立学校において、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合の臨時休業期間の目安及び対応等について、福岡市教育委員会より通知がありましたのでお知らせします。保護者の方には場合により、下記のように急な対応をお願いすることもございますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

- 1 児童生徒又は教職員に感染者が確認された学校については、感染が確認された日の翌日から3日間、原則、休校とする。ただし、土・日曜日、祝日を挟むときは、変更になる場合がある。
- 2 感染者が在籍する学級については、感染が確認された日の翌日から1週間、原則、学級閉鎖とする。
- 3 保健所が感染のおそれがあると認めた児童生徒は、保健所が認める期間を出席停止とする。

※児童や教職員の感染が夜間に判明した場合は、次の日から突然休校になる場合があります。



※この「学校の臨時休業期間、再開日のイメージ」については、状況により、変更になる場合があります。

※ 本方針は、感染症の専門家の九州大学病院グローバル感染症センターからの助言を踏まえ、決定したものです。（R2.7.2確認）